

令和6年度 江戸川区子ども会連合会登録について

これは、江戸川区子ども会連合会への登録と併せて区への子ども会登録手続です。
この手続を行うことにより、区からの子ども会補助金と育成者の安全共済会費が助成されます。

1. 提出書類 各1部提出

- ①令和6年度江戸川区子ども会連合会登録書
- ②令和6年度子ども会予算書
- ③令和5年度子ども会決算書
- ④令和5年度子ども会事業報告書
- ⑤子ども会・育成会の規約または会則
- ⑥個人情報取扱規約
- ⑦同意書（理事・副理事 各1名）

※注意事項

- ・⑤、⑥の規約について、規約が無い場合、同封の例を参考に必ず作成してください。
- ・提出する書類はコピーし、控えとして支部・子ども会で各1部を保管してください。
- ・小学校就学前幼児の安全共済会加入については、保護者の加入が必要です。
- ・**会員名簿**と**年間事業計画書**は、安全共済会でWebシステムに入力いただくため、書類の提出は不要です。（※Webシステムについては別紙参照）

2. 提出先 区子連 各支部長

3. 提出期限 令和6年5月20日

※上記期限に遅れますと、全国子ども会安全共済会の加入申込手続きができず、事故が発生した場合見舞金の給付対象外となりますのでご注意ください。

裏面もご覧ください。

【補助金（子ども会育成助成金）】

子ども会員数	助成金額
30名～49名	年額 50,000円
50名～99名	年額 60,000円
100名～199名	年額 70,000円
200名以上	年額 80,000円

- ※(1)助成金の対象となる子ども会会員は、0歳児～中学3年生です。
(2)会員数が30名未満の子ども会に対しても、年額5万円を助成しています。
(3)助成金交付は、青少年育成地区委員会を通じて7月中旬を予定しています。

【子ども会安全共済会会員の範囲について】

- ・平成27年度より、子ども会安全共済会会員の対象年齢が0歳まで引き下げられました。
- ・高校生の方は「育成者」扱いとなります。

【育成者の安全共済会費の助成】

- ・江戸川区が、9月30日までに安全共済会入会手続きを終了した育成者の安全会加入に関する経費(1人当たり150円)を助成します。

【子ども会登録書に記載される個人情報の取り扱いについて】

- ・区に子ども会登録することで、当区が入手した個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報保護法・江戸川区個人情報保護条例等の関係法令を遵守し、妥当と判断した場合のみ、他の行政目的のために利用させていただく場合があります。
上記の事項に同意していただける場合は、同封されている同意書(子ども会理事・副理事1名)にご署名ください。

【区補助金の返還について】

- ・区補助金について、残金が生じた場合、その残額について返還していただく必要があります。ご注意ください。

お知らせ

「江戸川区の子ども会」ホームページから登録関係書類をダウンロードできます。ぜひご活用ください。



<https://www.kodomo-kai.or.jp/edogawa/>

ホームページには、子ども会のチラシを掲載することが可能です。掲載を希望する場合は、チラシを添えて登録書をご提出ください。

【問い合わせ】

区子連 各支部長・安全活動部員
江戸川区文化共育部 健全育成課
育成活動支援係 担当：内藤
TEL：5662-0357
FAX：5607-5151
メール：kukoren0130@gmail.com